

広島県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アローS薬局	尾道市美ノ郷町三成一〇六六番地六	平成三〇年三月一日
訪問看護ステーションふるけあ	尾道市美ノ郷町三成二六九四番地 横山アパート三号室	平成三〇年三月一日
さくら歯科クリニック	府中市中須町七三五番地一	平成三〇年一月九日
のぞみ整形外科クリニック 寺家	東広島市西条町寺家四七二〇番地	平成三〇年四月一日
まごころ薬局	東広島市西条町寺家五二八四番地一	平成三〇年四月一日
訪問看護ステーションずらん	東広島市八本松町原六九五九番地一	平成二九年十二月四日
はつかいち乳腺クリニック	廿日市市串戸四丁目一四番一四号	平成三〇年四月一日